

上天草市観光ブランディングプロモーション業務コンペ実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市観光ブランディングプロモーション業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をコンペ方式（以下「コンペ」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市観光ブランディングプロモーション業務

(2) 業務の目的

※別添の「上天草市観光ブランディングプロモーション業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

※別添の「上天草市観光ブランディングプロモーション業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年1月31日まで

(5) 見積り限度額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

コンペは、公募型で実施する。

4 参加資格

(1) コンペに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

エ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者

であること。

オ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

（2）業務において、上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号）の規定に基づく資格審査を受けていない者には、信用確認のため次に掲げる書類を提出させ、確認した上でコンペに参加させることができる。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

イ 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）の写し

ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

エ 市内に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

オ 個人にあつては、直近年度の市税（全税）及び国税（所得税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ その他必要と認める書類

（3）参加者は、受託候補者の決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 コンペに係る実施要領等の配布

（1）配布期間

令和元年6月20日（木）から令和元年7月9日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（2）配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所経済振興部観光おもてなし課（以下「主管課」という。）

（3）配布資料

ア 上天草市観光ブランディングプロモーション業務コンペ実施要領

イ 仕様書

ウ 質問書（様式第3号）

エ 参加表明書（様式第4号）

オ 会社概要（様式第5号）

カ 類似業務実績調書（様式第 6 号）

キ 企画提案書（様式第 8 号）

6 質問の受付及び回答

（１） 提出書類

質問書（様式第 3 号）

（２） 提出期限

令和元年 7 月 1 日（月）午後 5 時

（３） 提出場所

主管課

（４） 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

※ 件名は、「上天草市観光ブランディングプロモーション業務質問書」とすること。

（５） 回答方法

質問に対する回答は、令和元年 7 月 3 日（水）までに、上天草市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

コンペに参加しようとする者は、（１）及び（２）に掲げる書類を（３）の期限までに提出すること。

（１） 提出書類

参加表明書（様式第 4 号）

（２） 添付書類

ア 会社概要（様式第 5 号）

イ 登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3 か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

（３） 提出期限

令和元年 7 月 9 日（火）午後 5 時

（４） 提出場所

主管課

（５） 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。

郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市観光ブランディングプロモーション業務（参加表明）」と朱書のうえ、郵便書留により提出すること。

(6) 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を4に基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

なお、参加資格を有しないと判断された者が、その理由について説明を求めることが出来る期限は、令和元年7月17日（水）午後5時までとし、書面により行うこと。

8 企画提案書等の提出

7(1)の参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、(1)に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第8号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

(ア) 企画提案を行うに当たり、次の内容を含む提案をすること。

a 業務実施の考え方及び取組方針

b 基本仕様

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

オ 類似業務実績調書（様式第6号）

過去の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳には、詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限

令和元年7月22日（月）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市観光ブランディングプロモーション業務（企画提案）」と朱書のうえ、郵便書留により送付すること。

(5) 提出部数

6 部

9 審査方法

コンペの審査は、別に設置する「上天草市観光ブランディングプロモーション業務受託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案等を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和元年7月25日（木）予定

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、選定審査会にて決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に郵送又は電子メールにて通知する。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和元年6月20日（木）
質問書の提出期限	令和元年7月1日（月）
質問書の回答	令和元年7月3日（水）
参加表明書等の提出期限	令和元年7月9日（火）
企画提案書等の提出期限	令和元年7月22日（月）
企画提案書の審査	令和元年7月25日（木）
審査結果通知	令和元年7月26日（金）
契約予定日	令和元年7月下旬

12 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

(1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 選定審査会に参加しなかったとき。

- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

1 3 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) コンペに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、委託者が有することとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。

1 5 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市経済振興部観光おもてなし課 (担当：寺中)

電話 0964-26-5512 (直通)

ファクシミリ 0964-56-5107

電子メールアドレス kankou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。